

愛南町議会基本条例

(逐条解説)

令和3年4月1日施行

令和4年9月
議会活性化特別委員会

愛南町議会基本条例（逐条解説）目次

前文	3
第1章 目的及び最高規範性（第1条・第2条）	4
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）	5
第3章 町民と議会の関係（第7条・第8条）	8
第4章 議会と行政の関係（第9条—第11条）	9
第5章 自由討議の拡大（第12条）	11
第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条—第16条）	12
第7章 議員の政治倫理及び身分及び待遇（第17条—第19条）	13
第8章 災害対応（第20条）	15
第9章 継続的な検討（第21条）	15
第10章 補則（第22条）	16

○愛南町議会基本条例（逐条解説）

愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、平成16年10月1日、歴史の異なる内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町の5か町村が合併して誕生した温暖な気候と豊かな自然に恵まれた町である。

愛南町議会（以下「議会」という。）は、愛南町民（以下「町民」という。）から直接選挙で選ばれた議員によって構成される町民のための町政の決定機関である。

日本国憲法は、町長には執行権を、議会には議決権を与え、いわゆる「二元代表制」に基づきお互いその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効率的な行政運営を目指す地方自治の組織と運営を保障している。

我々議員は、地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、議会は、町民の負託に応えるため、積極的な情報公開と町民参加の推進、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との緊張感の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める規定を遵守し、公平性と透明性を確保し、真に豊かで活力のある町づくりを目指し、町民から信頼される品格と存在感のある議会を実現するため、ここに愛南町議会基本条例を制定する。

【解説】

前文は、議会基本条例を制定する背景と理念、目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言したもので、議会と議員は常に念頭に置くべき決意です。

第一段落は、5か町村が合併して誕生した愛南町の背景です。

第二段落及び第三段落は、日本国憲法に基づき、議員が町民から直接選挙で選ばれ、議会は町民のための町政の意思決定機関であること、二元代表制に基づき議決権を有する議会は、執行権と権限の抑制均衡の機能と役割を有していることを明らかにしています（法的背景）。

第四段落は、活力あるまちづくりと、町民から信頼され存在感ある議会の実現という目的を明示し、そのために、①議員が地方自治法に定められた法令を遵守すること ②議会が町民の付託に応えるために必要とされる議会のあり方（積極的な情報公開、町民参加の推進、町長その他の執行機関との緊張感の維持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等）をこの条例に定め遵守すること ③公平性と透明性を確保することを明らかにしています（理念と目指すべき目的）。

【参考】

◇憲法 第8章 地方自治 第92条、第93条

◇地方自治法 第6章 議会

【用語】

◆二元代表制・・・首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ地方自治体の制度をいいます。

第1章 目的及び最高規範性

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の役割を明確にするとともに、議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に応える議会を実現し、町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的に、議会運営の基本的事項を定めるもので、各規定において具体的な取り組みを定めています。

【参考】

◇憲法 第8章 地方自治 第94条

◇地方自治法 第3章 条例及び規則 第14条

【用語】

◆条例・・・議会の議決によって法令の範囲内で制定することができます。

(最高規範性)

第2条 議会は、この条例を、議会運営の最高規範として尊重しなければならない。

2 議会は、この条例を定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する議員で構成される合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

3 議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるために、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

【解説】

第1項 議会基本条例は、町の法体系の中では一つの条例にすぎませんが、議会運営の基本を定めていることから、議会の最高規範と位置づけるものです。したがって、議会は、この条例の趣旨を尊重し、遵守することを定めています。この条例を議会の最高規範と位置づけることを踏まえて、条例、規則等の制定改廃、解釈をする上で、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

第2項 議会はこの条例を遵守し町民の代表機関として責任を果たすことを定めています。

第3項 選挙により議員構成が変わっても、この条例の理念を継続させるため、議員研修を行うことを定めています。

【参考】

◇憲法 第8章 地方自治 第94条

◇地方自治法 第3章 条例及び規則 第14条

【用語】

- ◆合議制…複数の人の合議によって事を決定する制度です。
- ◆条例等…条例、規則、要綱、規程、申し合わせ事項等の総称です。
- ◆規範…判断、評価、行為等によるべき基準のことです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会は、町の施策について意思を決定する議決機関であることを常に自覚し、公平性及び透明性を重視し、積極的な議会情報の公開により、町民に信頼される議会を目指し、説明責任を果たすこと。
- (2) 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるための運営を行うこと。
- (3) 議会は、町的意思決定機関として、町政運営状況の監視及び評価を行うこと。
- (4) 議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、これに関する条例、規則等を必要に応じて見直すこと。

【解説】

第1号 議会は、議決機関として責任の重さを自覚し、町的意思決定を行うとともに、積極的な議会情報の公開により、町民に対し、説明責任を果たしていくことを定めたものです。

第2号 議会は、さまざまな機会を通じて町民の意見を把握し、それらの意見を町政に反映させるための運営に繋げていくことを定めています。

第3号 議会として議決等の執行状況を常に監視及び評価し、必要に応じて町長等に対して適正な措置を講じるよう要望等を行うことを定めています。

第4号 議会は、町民に分かりやすい議会運営を行うため、常に議会の果たす役割を検証しながら、条例、規則、議会運営の申し合わせ事項等を見直すことを定めています。

【参考】

◇地方自治法 第6章議会 第2節権限 第96条

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が議論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議員は、町政の課題について町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議員は、議会の構成員として特定の地域、団体及び個人の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

前条の「議会の活動原則」を踏まえ、町民から信頼される議員としての責務、活動原則を定めています。

第1号 議会は、全議員が集まり言論によって物事を決める言論の府であり合議制の機関であることを認識し、議員同士で自由に活発な議論を展開していくことが重要であり、これを活動の原則とします。

第2号 多様な町民の声を真摯に聴き、さまざまな観点から検討し、町政に反映するため、議員としての資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行います。

第3号 議員は特定の町民や地域、あるいは特定の団体や企業に偏らず、町政全体を見据えて

広い視野で町民の福祉の向上を目指し、普遍的な活動を行うことを活動原則とします。

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の透明性を確保し、町民に対する説明責任を果たすとともに、議会活動の方向性を明確にするため、その職を志願する者に所信表明の場を設ける。

【解説】

議会は、議長及び副議長の選出に際して、その職を志願する者に所信表明の場（所信表明会）を設け、町民にわかりやすい選出を行うことを定めています。

議会における選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により公職選挙法の立候補制が準用されていないため、制度的に立候補制はとれません。地方自治法第103条第1項の規定により議員全員が選挙人であり、かつ被選挙人であるため、所信表明を行っていない議員への投票があった場合、その投票は有効となります。

【参考】

- ◇地方自治法 第6章議会 第4節議長及び副議長 第103条、第6節会議 第118条
- ◇公職選挙法 第9章公職の候補者 第86条の4

【用語】

◆所信…自らの使命及び職責に並びに議会が目指す活動の方向性について、自らの信ずるところをいいます。

(議長の活動原則)

第6条 議長は、議会を代表して中立かつ公正な職務の遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

【解説】

議長の役割と責任を定めています。

【参考】

- ◇地方自治法 第6章議会 第4節議長及び副議長 第104条

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との関係)

第7条 議会は、全ての会議を原則公開とし、会議の傍聴者には資料の公開に努める。

- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める公聴会及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 3 議会は、町民に説明責任を果たすとともに、町民の意見及び地域の要望を的確に把握するよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情の審査において、必要に応じて提出者に説明を聴く機会を設けることができる。

【解説】

第1項 会議を原則公開とすることを定めており、自治法に規定される本会議のほか、要綱で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議員全員協議会、所信表明会を定めています。例外として、個人情報保護など一般住民に公開することが不適当とされる場合は、議決により秘密会とすることができます。

地方自治法115条（会議公開の原則）地方公共団体の議会の会議は「公開制」とされ、会議の公開の原則として義務付けられているものは、本会議の「①傍聴の自由、②報道の自由、③会議録の公表」の3つであります。委員会は本会議のように公開の義務付けがないことから、委員会条例により委員長の許可を得た者が傍聴することができるとする「制限公開制」を前提に、委員長の許可により議会基本条例上の原則公開が実現されます。本会議の会議録は会議規則に定められ、議会傍聴については傍聴規則に定められています。

第2項 議案の審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めています。

第3項 議会は、町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の意見を把握することを定めています。

第4項 請願及び陳情の審査において、必要に応じて提出者に説明を聞く機会を設けることを定めています。

【参考】

◇地方自治法 第6章議会 第6節会議 第115条

◇愛南町議会委員会条例 第2章会議及び規律 第18条

◇愛南町議会会議規則 第16章会議録 第123条、第124条

◇愛南町議会傍聴規則

【用語】

- ◆本会議…全議員で構成される議会の会議。定例会と臨時会があります。
- ◆定例会…定期的に招集される議会。年4回(3月・6月・9月・12月)招集しています。
- ◆臨時会…必要に応じて開かれる議会です。
- ◆常任委員会…議会の内部組織として常に設置される委員会です。
- ◆議会運営委員会…議会を円滑かつ効率的に運営する委員会です。
- ◆特別委員会…必要に応じて臨時的に設置される委員会です。
- ◆議員全員協議会…議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議です。
- ◆公聴会制度…利害関係者や学識経験者等の要望や意見を直接聴取する制度で、開催に関して応募者の中から公述人の選定等一定の手続きがあります。
- ◆参考人制度…利害関係者や学識経験者等の意見を直接聴取する制度です。
- ◆請願…意見・要望を町政等に反映させるための制度で、提出には紹介議員の署名が必要です。
- ◆陳情…意見・要望を町政等に反映させるための制度で、提出に紹介議員は必要ありません。

(議会報告会)

第8条 議会は、議案等の審議の経過及び結果について町民に報告するとともに、町政全般にわたる課題について意見交換等を行う議会報告会を年1回以上開催するものとする。

【解説】

議会は、町民に対する説明責任を果たすとともに、意見交換等の場として議会報告会を年に1回以上開催することを定めています。

第4章 議会と行政の関係

(議会と町長等との関係)

第9条 議会は、町長等と常に緊張感ある関係を保持し、事務の執行について監視及び評価を行うものとする。

- 2 定例会での一般質問及び質疑は、広く町政上の論点及び争点を明確にして行わなければならない。
- 3 本会議における質問及び発言は、町民の目線で要点のみを分かりやすく述べ、中傷的、わい曲的発言は厳に慎み、品位ある発言に努めること。
- 4 議長からの要請により本会議に出席した町長等は、議長の許可を得て議員の一般質問及び質疑に対して、論点又は争点を明確にするよう求めることができる。

【解説】

第1項 二元代表制のもと、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会は首長・執行機関を監視・評価するとともに、政策提案等を通して首長・執行機関と切磋琢磨する役割を担うことを定めています。

第2項 本会議での一般質問及び質疑は広く町政の課題に関する論点及び争点を明らかにしなければならないことを定めています。

第3項 質問及び発言は、町民にも理解できるよう簡明にし、相手を中傷したり、事実と異なる発言を慎むことを定めています。

第4項 議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議に出席した町長等は、議員からの質問及び質疑に対し、議長の許可を得て、質問及び質疑の趣旨、内容、背景や根拠の確認を逆に質問できることを定めています（反問の導入）。

【用語】

- ◆一般質問…町の行財政全般にわたって執行機関に対し疑義を質すものです。
- ◆質疑…議題に供された事件について提出者に疑義を質すものです。
- ◆反問…議員からの質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するため、町長等が議員に質問することです。

(議会審議における論点の明確化)

第10条 議会は、町長が提案する重要政策について、論点を明確にして議論及びその政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 総合計画との整合性
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 町民参加の有無とその内容
- (6) 関係ある法令及び条例
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

【解説】

重要な政策を提案する場合、8項目の条件を示すことによって論点の明確化を図ることを定めています。特に政策の信頼性を高めるため、政策の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、町長に対し政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の提出を求めるものとする。

【解説】

議会が予算案や決算を審議するに当たっては、町民の代表である議員が審議を深められるよう、わかりやすい説明資料を求めることを定めています。

第5章 自由討議の拡大

(討議による合意形成)

第12条 議長は、「議会が言論の府」であることに鑑み、町長等の本会議、委員会等への出席要求を必要な範囲内にとどめ、議員相互間の討議の機会を多く設けるよう努めなければならない。

2 議長は、必要に応じて議員全員協議会を招集するが、議員全員協議会は打合せ又は意見調整の場であって、議決の場ではないことに留意しなければならない。

【解説】

第1項 議会は、言論の府及び合議制の機関であることから、町長等の会議への出席要請を最小限にとどめ、議員相互の討議を中心とすることを定めています（議員間討議の導入）。

第2項 合意形成を図るために議員全員協議会を活用しますが、議員全員協議会は、決定に至るプロセスを明確にする場であって、議決の場ではないことを定めています。

【用語】

◆議員間討議…執行部への質問や質疑だけでなく、また、賛成や反対の一方向的な主張だけに終始するのではなく、議員同士が十分に討議を行なって争点や論点を明確にしたうえで決定に至るプロセスのことです。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第13条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に係る能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家による研修会を開催することができる。

【解説】

第1項 議会としての政策立案等の能力の向上及び議員としての能力の向上を図るため、議員研修を実施することを定めています。

第2項 議会は、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家等を招き、研修会を実施することを定めています。

（特別委員会の適切な設置運営）

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、特別委員会を積極的に設置し、運営する。

【解説】

議会は、目まぐるしく変化する現在の情勢に迅速に対応するため、特別委員会を積極的に設置し、運営することを定めています。

【参考】

◇地方自治法 第6章議会 第5節委員会 第109条

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るように努めるものとする。

【解説】

議会は議会改革を進めるため、議会事務局の持つ役割である議事機能と併せて、調査研究や法務機能の充実強化を定めています。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、関連図書、官報、広報、刊行物などを置き、議会図書室の充実に努めることを定めています。

【参考】

◇地方自治法 第6章議会 第2節権限 第100条第19項

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、町民の模範となるよう努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのない行動をしなければならない。

【解説】

議員は、倫理性を自覚し、町民の模範となるよう努め、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分活用するものとする。

2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合を除き、明確な理由の説明を付して委員会又は議員から提案するものとする。

【解説】

議会を構成する議員の定数については、地方自治法や本条例に規定する活動の実態に合わせ、広範多様な町民意見の把握という議会の役割、多面的・多角的な視点からの町政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを損なうことがないように定数を定めることとし、条例の改正に当たっては、町民の直接請求による場合を除き、町民への説明責任を果たすためにも、委員会又は議員から提案します。

【参考】

◇地方自治法 第5章直接請求 第1節条例の制定及び監査の請求 第74条

第6章議会 第1節組織 第91条

◇愛南町議会の議員の定数を定める条例

(議員報酬)

第19条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の課題、議会の果たすべき役割、将来予測等を考慮するとともに、町民の意見を聴取するために参考人、公聴会制度等を十分に活用した後に、愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の意見を尊重するものとする。

2 議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案するものとする。

【解説】

第1項 議員報酬の改正は、町政の現状や将来展望を踏まえて総合的に判断するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して、愛南町特別職報酬審議会の意見を尊重したうえで決定することを定めています。

第2項 議員報酬の改正案は、町民の直接請求及び町長から提案される場合を除き、町民への説明責任を果たすためにも、委員会又は議員から提案することを定めています。

【参考】

◇地方自治法 第5章直接請求 第1節条例の制定及び監査の請求 第74条

第8章給与その他の給付 第203条

◇愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例

◇愛南町執行機関の附属機関設置条例

第8章 災害対応

第20条 議会は、災害時の緊急事態から町民の生命及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、災害の緊急事態が発生し、愛南町災害対策本部が設置されたときは、別に定める愛南町議会災害対応要綱（令和3年愛南町議会告示第8号）により活動を行うものとする。

【解説】

第1項 議会は、町長等と協力し、危機管理体制を整備することを定めています。

第2項 議会は、愛南町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めています。

第9章 継続的な検討

第21条 議会は、毎年この条例のとおり運営しているかの検証を議会運営委員会において行うものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、町民からの意見、社会情勢の変化、法律の改正等を常に考慮し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議にお

いて改正の理由を説明しなければならない。

【解説】

第1項 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年、議会運営委員会で検証することを定めています。

第2項 前項の検証の結果に応じて、必要な手続きをとることを定めています。

第3項 議会は、この条例を改正するに当たっては、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由を説明しなければならないことを定めています。

第10章 補則

第22条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この条例に定めのないものについては、議長が議員全員協議会を招集し、その意見を参考にし
て決定する。

【解説】

第1項 施行運用上必要な事項については、別に定めることとしています。

第2項 施行運用上定めのないものについては、議長が議員全員協議会の意見を参考にして
決定することを定めています。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。